

指 定 番 号

税額通知書に記載

令和6年度

町 民 税
県 民 税

特別徴収関係書類つづり

(異動届出書)

綾 町 役 場

郵便番号 880-1392

宮崎県東諸県郡綾町大字南俣515番地

町民課 税務係 ☎ (0985) 77-1113 (直通)

は じ め に

特別徴収事務につきましては、平素格別のご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。
お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

◎ 特 別 徴 収 ◎

個人の町・県民税の特別徴収とは

1. 給与所得者の特別徴収

給与支払者が給与所得者の町県民税について、毎月の給与より税額を徴収し、それを町に納入していただく制度です。

2. 退職所得の特別徴収

退職所得は他の所得と区別し、所得税に源泉徴収と同じように退職手当等が支払われたときに、その支払者が税額の計算をし申告納入する制度です。

特別徴収の納め方

特別徴収義務者は別紙特別徴収税額通知書に記入してある月割額を、毎月給与支払の際徴収して、翌月10日まで(したがって最初の6月分は6月支払の給与の内より徴収し、7月10日まで)に納入書に必要事項を記入の上納入して下さい。

納税者への通知

別紙「特別徴収税額通知書(納税義務者用)」をミシンの処から切り離して各納税者に交付して下さい。

お　ね　が　い

① 関係書類の内容をお確かめ下さい。

※ もしまちがい等がありましたらすぐに係までお知らせ下さい。
(☎0985-77-1113) (直通)

② 各月割額は必ず翌月の10日までに納入して下さい。

※ 10日が金融機関の休業日の場合、翌営業日まで。
※ 6月と7月以降の分は、同額でない場合が多いので注意して下さい。

③ 退職、転勤等があった場合は必ず『異動届出書』を提出して下さい。

※ 提出がないと納入税額と町の収納台帳が一致しないため、督促を受ける場合がありますので
ご留意下さい。

④ 退職の場合の残税額は、できるだけ一括徴収をお願いします。なお、
1月以降に退職の場合は、必ず一括徴収して下さい。(地方税法321条の5②)

※ 一括徴収した場合も必ず『異動届出書』を提出して下さい。

⑤ 転勤の場合は必ず転勤先の事業所に連絡のうえ『異動届出書』を提出して
下さい。

⑥ 給与所得以外の所得（譲渡、不動産等）にかかる税額については、普通徴収にすることができますので申し出て下さい。

⑦ 納税者は、通知書の記載事項に不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

特別徴収についての問い合わせ先

宮崎県東諸県郡綾町大字南俣515番地

綾町役場 町民課 税務係

電話0985-77-1113（直通）

異 動 届 出 書

- 1 この届出書は、給与の支払いを受けている者が退職・転勤等により給与の支払いを受けなくなった場合に、その受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 2 「整理番号」欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された整理番号を記載してください。
- 3 「退職後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明の時は給与の支払いを受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 4 「未徴収税額の納入方法」欄には、次の要領により記載してください。
 - (1) 給与の支払いを受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には「特別徴収継続」を○で囲み、その勤務先の名称、住所を下の欄に記入して徴収すべき税額を勤務先の給与担当者に連絡してください。
 - (2) 退職後令和7年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を○で囲み一括徴収する税額と納入する予定の月を記入してください。
 - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、「普通徴収」を○で囲むとともに、その理由を下記の中から選んでその番号を「(理由)」欄に記載してください。(注:次の①から③の理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。)
 - ① 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の希望がないため。
 - ② 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。
 - ③ 死亡による退職であるため。

※ 異動届出書がなくなったらご連絡ください。コピーされたものを使用されても結構です。

《記入例》 給与支払報告 特別徴収 に係わる給与所得者異動届出書

連絡先		係・氏名	
		電話	
綾町長殿 令和 年 11 月 10 日提出		(給与支払者) 特別徴収者	氏 名 又は名称 株式会社 甲
		所在地	綾町大字南俣7000番地
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴 収 済 額
フリガナ氏 名 綾 太郎 (旧姓 T・S・H 年 月 日生)		円	円
給与の支払を受けなくなった後の住所 〒880-1301 綾町大字入野6000		13,300	6,600
		円	円
		6,700	30・11・6
			異 動 年 月 日
			異 動 の 事 由
			① 退職 ② 転勤 ③ 休職 ④ 長期欠勤 ⑤ 死亡 ⑥ 育児休業 ⑦ その他
			異動後の末徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続 (給与差引継続) ② 一括徴収 3. 普通徴収 (残額個人請求)

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(末徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴 収 予 定	
1. 異動が令和6年12月31日までで、申出があったため (月 日申出) 2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため	徴収予定月日	徴 収 予 定 額 (上記(ウ)と同額) 円
	12・1	6,600
異 動 者 印	一括徴収した税額は、 月分(月 日納期限)で納入します。	

※一括徴収とは、残税額を最後の給与又は退職金から差し引くことです。
退職の日が1月1日から4月30日までの方については、本人の申し出の有無に関わらず一括徴収が義務づけられています。

(地方税法第321条の5第2項)

◎転勤等による新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望する場合は、次の欄にも記載してください。

特別徴収義務者 (新勤務先)	氏 名 又は名称	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月から徴収するように連絡済です。	
	所 在 地	特別徴収義務者 指 定 番 号	係・氏名 電話
		新 勤 務 先 者 担 当 者	

給与支払報告
特別徴収に係わる給与所得者異動届出書

連絡先		係・氏名					
		電話					
綾町長殿		(義務者 特別徴収 給与支払者)					
令和 年 月 日提出		氏 名 又は名称					
		所 在 地					
特別徴収義務者 指 定 番 号							
給 与 所 得 者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴 収 済 額	(ウ) 未 徴 収 税 額 (ア)－(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未 徴収税額の 徴 収
フリガナ 氏 名	(旧姓) T・S・H 年 月 日生	円	月から 月まで 円	円	・	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 育児休業 7. その他	1. 特別徴収継続 (給与差引継続) 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (残額個人請求)
給与の支払 を受けなくな った後の住 所	〒						

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴 収 予 定	
1. 異動が令和6年12月31日までで、申出があったため (月 日申出) 2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円
異 動 者 印		一括徴収した税額は、 月分(月 日納期限) で納入します。	

※一括徴収とは、残税額を最後の給与又は退職金から差し引くことです。
退職の日が1月1日から4月30日までの方については、本人の申し出の有無に関わらず一括徴収が義務づけられています。

(地方税法第321条の5第2項)

◎転勤等による新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望する場合は、次の欄にも記載してください。

特別徴収義務者 (新勤務先)	氏 名 又は名称	新しい勤務先へは、月割額 円を 月から徴収するように連絡済です。	
	所 在 地	特別徴収義務者 指 定 番 号	
		新 勤 務 先 担 当 者	係・氏名 電話

特別徴収切替連絡票

※ 表紙右上の指定番号を必ず記入してください。

綾町長殿 令和 年 月 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	
		名 称 (氏名)	

特別徴収義務者指定番号	
担当者氏名	
TEL	

※お送りしました税額通知書に記載されている方以外に、令和6年度について貴事業所で特別徴収に変更される方の、氏名・住所・生年月日開始月を記入してください。なお、年度途中での切替えの場合、普通徴収の納期限が経過していない税額のための切替えとなります。
綾町で特別徴収できるのは、令和6年1月1日現在本町に住所のある方だけです。

フリガナ 氏 名	(旧姓)	フリガナ 氏 名	(旧姓)
生 年 月 日	T S H 年 月 日	生 年 月 日	T S H 年 月 日
住 所		住 所	
開 始 日	令和 年 月分(月 日納期限)から開始	開 始 日	令和 年 月分(月 日納期限)から開始
普 通 徴 収 最 終 納 付 済 期	普通徴収 期まで納付済み	普 通 徴 収 最 終 納 付 済 期	普通徴収 期まで納付済み

特別徴収義務者所在地・名称変更届出書



※変更があった場合は、すみやかに提出して下さい。

令和 年 月 日 綾 町 長 殿	特別徴収義務者	所 在 地	〒	特別徴収義務者 指 定 番 号	
		名 称		連絡者の係 及び氏名並 びにその 電 話 番 号	係
		代表者の職 氏 名			氏名
					電話

			変更年月日	令和 年 月 日		
事 項	変	更	前	変	更	後
フリガナ						
所 在 地 (住所)	〒			〒		
フリガナ						
名 称						
電 話			番			番
備 考						

● 納 入 場 所

(指定金融機関)

(1) 宮崎銀行本店・支店

(収納代理金融機関)

(1) 宮崎県農業協同組合 綾町支店

(2) ゆうちょ銀行 又は 郵便局

綾町役場

● 納 期 限

令和6年度特別徴収税額の月別の納期限はつぎのとおりです。

月 別(徴収された月)	納期限
令和 6 年 6 月分	7月10日
7 月分	8月13日
8 月分	9月10日
9 月分	10月10日
10 月分	11月11日
11 月分	12月10日
12 月分	令和 7 年 1 月 10 日
令和 7 年 1 月分	2月10日
2 月分	3月10日
3 月分	4月10日
4 月分	5月12日
5 月分	6月10日

● 給与所得者に異動があったとき

給与所得者が退職、転勤などの異動により貴殿(特別徴収義務者)から給与の支払を受けなくなった場合、その都度異動届出書をすみやかに提出してください。

●退職等により一括徴収して納入されたときも異動届出書は提出してください。

● 月割額の徴収方法

同封の令和 6 年度町県民税特別徴収税額表に、それぞれの月割額を算出してありますので、第 1 回目の月割額は、支払の給与が何月分であっても実際に 6 月中に支給する給与から第 1 回を徴収して 7 月 10 日までに納入し、第 2 回目以降の月割額は 7 月から翌年 5 月まで順次毎月給与の支払を行う際に徴収して納入ください。